

## 論 説

# 東北大学公共政策大学院ワークショップ I 2019 報告書 (農林水産物輸出促進と農泊推進) の検証と展開方向

仙 台 光 仁

- I. はじめに
- II. 2019 年ワークショップ C 最終報告書の提言の内容の検証と評価
- III. 対談 2019 年ワークショップ C 最終報告の課題と論点
- IV. おわりに

### I. はじめに

既にご存じの方には不要な説明であるが、東北大学公共政策大学院の中核的な演習科目であるワークショップ I は、5～10 人の学生のグループで社会の様々な現場に足を運び、課題を抽出し、政策提言を行うもので、近年は各年度 4 つのワークショップが開講されている。私は、2019 年と 2020 年にその主担当教員を務めた。そして農林水産省出身というバックグラウンドから、2019 年は「農林水産物輸出促進とインバウンド農泊による農山漁村振興策の研究」という研究テーマで農林水産物輸出と農泊に、2020 年は「なぜ地域振興にとって農業が重要なのか？農地と担い手の課題に関する研究」というテーマで農地と農業の担い手に焦点を当てて研究を行った。

今回の考察では、このうち 2019 年の政策提言について、その後の情勢、行政の政策と比較しながら検証を行うこととした。

## II. 2019 年ワークショップ C 最終報告書の提言の内容の検証と評価

ワークショップの最終報告書は、東北大学公共政策大学院の学生、教員はもちろんのこと、ヒアリング等研究に協力した方にも配布しているものであるが、研究の成果として広く他のの方々にも知っていただくため、公共政策大学院のホームページ（以下「公共のHP」）からも閲覧できるようになっている<sup>(注1)</sup>。

今回の考察の対象としたプロジェクトの最終報告書についても公共のHPに掲載されている<sup>(注2)</sup>が、以下その「農林水産物輸出促進とインバウンド農泊による農山漁村振興策の研究」の5つの提言の中身について簡単に紹介しつつ、検証を行っていく。

### (1) 輸出促進に係る規制・基準上の課題—日本発 GFSI 承認認証の推進

まず、GFSI とは、農林水産省によれば、「世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理の承認等を行う民間団体」のことである。この提言は、GFSI で承認された規格のうち日本発の規格である JFS, ASIAGAP, 特に ASIAGAP に焦点を当て、その取得数を伸ばすためにはどうすべきか提言を行っている。具体的に提言では、国際基準を取得することを最初から目的とするのではなく、まず ASIAGAP の取得による経営改善効果を生産者に理解してもらうことに注力し、生産者の中で「それなら私も取得しよう」と考える人が増えることを第一目標とし、その結果、次の段階として取得者の中から輸出に取り組む生産者が増加することを狙ったものである。換言すれば、「経営改善効果」というメリットを実感できる目標を最初のステップに置き、取得する生産者を増やし、世界に展開する企業の増加につなげるというものである。

この提言を念頭に置きつつ、令和二年に定められた「食料・農業・農村基本計画」（筆者注：概ね五年ごとに見直されている）を確認すると、「令和 12 年

までにはほぼ全ての産地で国際水準 GAP が実施されるよう、(中略) 農業教育機関における GAP に関する教育の充実を図る。」と目標が設定され、その施策が輸出促進関係以外で数多く明記されている。一代前の平成 27 年に見直された基本計画では、GAP は輸出促進の部分に二か所記述がある以外は、「農業者や産地において、農業生産工程管理 (GAP) の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上の GAP の普及、拡大を推進する。」と書かれていることから、GAP を教育機関が推進するとしている点など、輸出促進の部分以外での記述が増加・具体化したことになる。一方、補助事業においては、農林水産省の令和 3 年度補正予算の予算資料<sup>(注3)</sup>を見ると、「輸出の機会を逸さないよう」、「農産物の輸出拡大に向け、」という枕詞が付されており、農林水産省が、輸出等の一定の条件の下に、GAP 認証の新規取得に要する審査費用等を支援する補助事業を措置していることがわかる。農林水産省の GAP の PR 資料<sup>(注4)</sup>では、「GAP を取得すると、経営の改善に効果があります」と輸出に限らない効果が PR されている。財政的な制約のため、また、輸出を拡大するという政策目的を短期に達成するためには輸出を志向する生産者に施策を集中するべきであることは理解できるものの、例えば PR 資料に「経営を改善した上で」と明記した上で、本提言のような①ASI-AGAP で経営改善を遂げる農家を増やす→②農村振興→③輸出に取り組む農家が多数出るといふ、長期的な政策アプローチも、時間はかかるが検討してはどうかと考える。

## (2) 輸出促進に係る物流の課題—食産業の郷を全国へ 生産者・研究者の連携推進

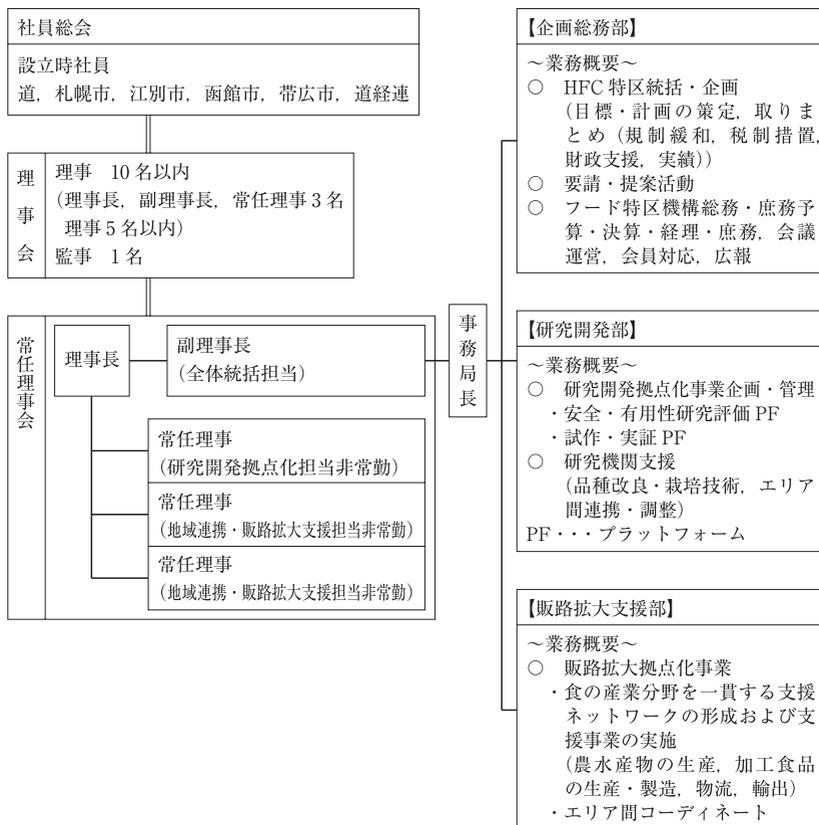
この提言は二つから成り立っている。①一つは、北海道における特区制度を活用したフード特区のマネジメント組織である、通称「フード特区機構」

東北大学公共政策大学院ワークショップI 2019 報告書（農林水産物輸出促進と農泊推進）の検証と展開方向について、組織（正式名称は一般社団法人 北海道食産業総合振興機構）の中に「企画総務部」、「研究開発部」、「販路拡大支援部」の既存の3つの部に加えて「生産事業部」を設けて（i）生産者の意見集約と研究開発部との連携を図ること、（ii）情報交換、情報共有事業を行うことの2つを担わせ、生産者を内部に取り込むというものである。②もう一つは、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）について、研究機関としての知見・研究を生かすため、大学もメンバーに加えるというものである。

提言の一つ目については、研究の調査の課題を浮き彫りにする点があり、この点について述べたい。

この提言を考える基となったフード特区機構の組織図については平成24年（2012年）3月16日の資料（資料1）である。

## 《 組織図 》



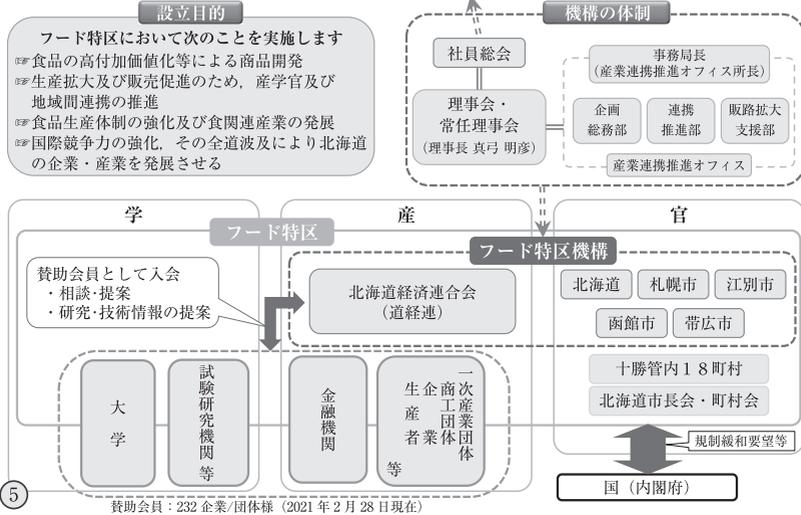
資料 1(注5)

しかしながら、インターネットに掲載されている 2021 年の別の資料では、「研究開発部」に代わって「連携推進部」が置かれ、さらに各部を包含する形で産業連携推進オフィスが置かれている。(資料 2)

4. フード特区機構とは？（一社）北海道食産業総合振興機構



→フード特区の活動を円滑に推進するため、北海道、札幌市、江別市、函館市、帯広市  
および北海道経済連合会（道経連）の6者がフード特区機構を設立しました。



資料2（フード特区機構の資料<sup>(注6)</sup>より7枚目を抜粋）

最終報告書では組織改編前の組織について提言を行っていることとなる。組織改編が東北大学公共政策大学院の2019年ワークショップC最終報告書が作成された2020年1月時点で既に行われていたのか、それ以降に行われたのか一般社団法人 北海道食産業総合振興機構に質問したところ、同機構企画総務部 兼 産業連携推進オフィス次長の石澤真郷氏より大変丁寧な回答をいただいたので紹介する（参考資料）。すなわち同機構の研究開発部が既に2017年時点で既に連携推進部に改組されるとともに「産業連携推進オフィス」が置かれ、「企業と一次産業との連携促進による食産業の競争力強化に取り組むと共に、食の付加価値を高め、新商品の開発や製造拠点の集積に繋がる取組みを進めるほか、外国人観光客に向けた全道各地域の特産品の魅力発信・購入促進や国際認証の取得促進など、道内各地で海外需要の獲得を加

速する役割を担」っていたとのことであった。

このことから二つのことを述べたい。一点目は、今日、インターネットは情報を収集する上で欠かせないツールであり、学術・研究の分野も含めそれなくしては何もできないに等しいが、その情報が最新の情報、正しい情報であるか確認することが非常に重要であるということである。今回の点は、北海道食産業総合振興機構に確認すれば、報告書の作成前にわかることであった。この点は、ワークショップに限らず、今後の教訓とすべきことであり、指導教員としての指導が足りなかった点を反省している。

二点目は、改組を知らなかった中で政策提言の「生産者の意見集約と研究開発部との連携を図る」提言を行っているが、連携推進オフィスが「企業と一次産業との連携促進による食産業の競争力強化に取り組む」等のために設置されたことを考えると連携推進オフィスが設置されたこととかなり同じ方向性であり、提言としては筋がよかったと私は考えたい。

ただし、繰り返すが最終報告書の執筆にあたって最新の情報を見落としており、このミスがなければ「先見の明」があったと評価できるどころ、そうできないことが返すがえすも残念である。

フード特区機構は第二期の計画期間が終了する令和4年3月末をもって解散されることとなっている。

(参考資料) 一般社団法人 北海道食産業総合振興機構企画総務部 兼 産業連携推進オフィス次長の石澤真郷氏から筆者への回答のメール(部分)(下線を引いたのは筆者であり、筆者の質問文である)

---

お問い合わせいただいた件につきまして、下記のとおり回答いたします。

(1) 研究開発部を連携推進部に改組されたのでしょうか。

2012年～2016年度の北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区第一

東北大学公共政策大学院ワークショップI 2019 報告書（農林水産物輸出促進と農泊推進）の検証と展開方向期計画から、2017 年度～2021 年度の第二期へシフトする際、企業と一次産業との連携促進強化を図るため、弊機構内に「産業連携推進オフィス」を設置。研究開発部を廃止、連携推進部を新設し、同部内に「連携推進オフィス事務局」を設置しました。

(2) 改組された場合、いつ改組されたのでしょうか。

2016 年度末をもって「研究開発部」は廃止し、2017 年度より「連携推進部」が新設されております。

(3) もしよろしければ、改組の理由と改組前後での担当業務の変更についてもご教示いただきたく存じます。

2012 年から 2016 年までの 5 年間の取組みを通じ、特区制度に基づく優遇措置の活用や国や北海道等の委託・補助事業および機構独自事業の実施により、食の研究開発・輸出拠点化に向けた環境・基盤の整備が進展するとともに、道産食品の高付加価値化や海外需要の獲得に向けた地域、企業が取組みが活発化し、更には各種ノウハウ・情報・データ・ネットワーク等の蓄積が図られました。こうした成果を更に発展させるためには、企業と一次産業との連携促進による食産業の競争力強化、機能性を切り口にした食の高付加価値化、更には成長する海外の需要を獲得するための環境を整えることが必要であることから、「産業連携推進オフィス」を弊機構内に設置し、企業と一次産業との連携促進による食産業の競争力強化に取り組むと共に、食の付加価値を高め、新商品の開発や製造拠点の集積に繋がる取組みを進めるほか、外国人観光客に向けた全道各地域の特産品の魅力発信・購入促進や国際認証の取得促進など、道内各地で海外需要の獲得を加速する役割を担いました。

上記目的（企業と一次産業との連携促進強化）を達成するため、研究開発部の

事業を引き継ぐ形で、連携推進部が新設されております。

担当業務概要は、下記のとおりです。

■研究開発部（2016年度）

～業務概要～

○ 研究開発拠点化

- ・北海道食品機能性表示制度への企業参入促進
- ・試作・実証・製造プラットフォーム

○ ビジネス化

- ・北海道食品機能性表示制度への企業参入促進
- ・中東への輸出事業によるハラール認証実証，輸入制度調査，市場開拓支援

■連携推進部（2017年度）

～業務概要～

○ 産業連携推進オフィス（兼務）

○ 植物工場クラスター

○ 北海道食品機能性表示制度

○ 試作・実証・製造プラットフォーム・

【ご参考】

<https://www.h-food.or.jp/info/>

（弊機構事業計画書・報告書の URL です）

平成 25 年度～平成 29 年度の「事業計画」の最終ページに各事業が載っております。

平成 30 年度～令和 2 年度の「事業報告」の最終ページに各事業が載っております。

東北大学公共政策大学院ワークショップI 2019 報告書（農林水産物輸出促進と農泊推進）の検証と展開方向  
よろしくお願いたします。

---

提言の二つ目（GFP への研究機関や大学の登録）については、最終報告書が述べているとおり、研究機関や大学は例示に挙げられていないが登録を行うこと自体は可能である。GFP 登録規約では「農業者、林業者、漁業者等の生産者及びその団体、食品事業者、流通業者、物流業者等の事業者、地方公共団体等（以下「生産者等」という。）」が例示として挙げられており大学は明記されていないが、実際に次に記述する GFP の会議では大学も参加していた。

本提言を行った後、GFP から、GFP の会議（令和2年1月16日（木）福島市のコラッセ福島で開催された GFP 超会議 2020 in Tohoku）への招待があり、産学官連携セッションでワークショップの提言内容について報告を行った<sup>(注7)</sup>。

これは、大学の参加という提言が評価されたものと考えている。GFP が大学も巻き込んで活動を行いたいとして考え声をかけていただいたことは、当時大学に身を置くものとして大変嬉しかった記憶となっている。産学官の連携の重要性が叫ばれて久しく、また大学単独では難しいとしても他と連携してビジネスに取り組む例は今日特に珍しくない現在、先述したとおり大学、研究機関の参加も可能であるにもかかわらず、登録規約の例示にも追加されていないことは、GFP における大学の存在をもっと高めるよう大学として努力する必要があると考えている。

なお、実際に登録規約では「地方公共団体」については、例示への追加が行われている（「農業者、林業者、漁業者、食品事業者の生産者・団体及び流通業者、物流業者等の事業者（以下「生産者等」という。）」<sup>(注8)</sup>から「農業者、林業者、漁業者等の生産者及びその団体、食品事業者、流通業者、物流業者等の

事業者、地方公共団体等（以下「生産者等」という。）<sup>(注9)</sup>に変更されている）。将来、多くの大学・研究機関が参加し、地方公共団体のように例示に加えらるるようなメインプレーヤーとなってGFPの活動に積極的に関与することを期待している。

### (3) 農泊地域の自立の課題—ターゲット別交付金の実施

ここで言う「ターゲット」とは、国・地域のことである。提言は、農泊の振興を図る農山漁村振興交付金の農泊関連事業として、事業実施主体がターゲット国・地域を絞って農泊関連事業を実施する事業メニューを追加するというものである。

最終報告書では、当時の農山漁村振興交付金の予算を分析した上で海外プロモーション対策を除いては特定のターゲットの国・地域は決められていないと分析した上で、ターゲットを絞る理由を、①交付金の申請時にはターゲットを設定することが求められるため地域作りのゴールが明確になること、②一つの地域に焦点を当てることで、文化面、言語面に対応すべきことが減り、受け入れ側の農家の負担軽減に繋がること、③コンテンツ開発やPRで常に意識する相手がいるために、相手国・地域のニーズに合った施策を行うことができることを挙げてその妥当性を説明している。

この提言の方向については、プラス面とマイナス面の両方を考える必要がある。すなわち、ターゲットを絞ることは確かに①～③の点が明確になる、絞らないとした場合の政策のピントが定まらず、手を広げすぎてしまうというリスク・弱点を回避できるというプラス面と、逆にこのターゲットを国が定めることが果たして有効なのか、ターゲットを定めることは重要だが、絞り込みを誘導する必要はない、その点は地域や自治体などの事業実施主体に任せるべきであり不要なのではないかというマイナス面が考えられる。

2021年の年末に閣議決定された2022年度予算案<sup>(注10)</sup>では、重点市場の文

東北大学公共政策大学院ワークショップI 2019 報告書（農林水産物輸出促進と農泊推進）の検証と展開方向言は見られないが、他の観光政策（例えばビジットジャパンキャンペーン）では重点市場を決めて施策を行っている例もあり、また、農泊推進ではなく農林水産物の輸出促進の政策であるが、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和3年12月改定）<sup>(注11)</sup>では、輸出重点品目を定めてターゲット国・地域を明確化することとしている。農泊のターゲット国・地域を政府として定めることは検討の余地があると考えられないであろうか。

#### (4) 農泊地域の自立の課題－「農泊地域実態調査による底上げと顧客満足度調査によるコンテンツ開発」

この提言は、農泊地域実態調査と農泊利用者の顧客満足度調査を行うというものである。政策目的を達成するためには的確な施策を実施する必要がある、そのためには礎となる正確なデータが重要である。

政策課題を解決するために、PPDAC サイクル、PDCA サイクルなど様々な手法があるが、どの手法も客観的なデータ・調査が重要であるとされている。

このため、データを収集してこれらの手法を活用することで個々の農泊地域の質の向上を図ることは必要と考える。

実際に訪日外国人消費動向調査（観光庁）はもちろんのこと農林水産省のHPの資料を見ただけでも、旅行者が旅行により楽しみにしていることやコロナを踏まえた農泊へのニーズなど調査が行われている<sup>(注12)</sup>。

また、個々の農泊地域においても農林水産省のHPの「令和3年度における農泊推進対策の支援内容について」の農泊推進事業の欄でも「農泊をビジネスとして実施できる体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費（ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニューの開発、情報発信・プロモーション、インバウンド対応のための環境整備（Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応等）」が支援内容となってお

り、調査を実施することは支援可能であると思われる。農泊地域の数を増やす次に質を向上させるとしている本提言の内容はこの施策の内容とも沿っている(注13)。

#### (5) 「SAVOR JAPAN 認定地域に輸出品目の生産地域を追加」

この提言は、農泊と食文化を結びつける SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域) の取り組みを農林水産物の輸出促進につなげようというものである。

この年のワークショップの二つのテーマをリンクさせるという野心的な政策提言であり、農泊と輸出促進を別々に取り組むのではなく、「海外からの旅行者が農泊先で知った日本の農林水産物・食品を戻ってから食べたいと考えて輸入促進につなげる」、「日本の美味しい農林水産物・食品を食した外国の人がその本場を訪れたいと考えて農泊を訪れる」という相乗効果を考えるものである。

この正のスパイラルが生まれることは理想であるが、「二兎を追う者は一兎をも得ず」の諺もあるとおり、両方を狙うあまり農林水産物輸出促進も農泊も中途半端になるというリスクもある。例えば、「農林水産物の輸出が増加すれば海外に居ながらにして日本の味を楽しむことができるのでわざわざ日本に旅行しない」、「農泊での素晴らしい食事が忘れられず、輸入した農林水産物ではなく、何度も日本に旅行してしまう」というものである。しかし、本提案では、一つの地域が農泊と輸出促進の二つに取り組むのではなく、隣接した地域、近隣の地域で組んで取り組むという提案になっている。このことは、広域で輸出促進と農泊に連携して取り組むことにより、地域間連携、地域周遊ルートの構築を促進する効果も生むことにつながるものである。確かに同一地域であっても農泊と農業生産はプレーヤーが異なる場合もあり、また、農繁期に農泊を受け入れることは不可能であることから、「農

東北大学公共政策大学院ワークショップI 2019 報告書（農林水産物輸出促進と農泊推進）の検証と展開方向  
泊」農家と「農作業体験」農家が異なるという分業は理に合った取り組みである。報告書作成当時に SAVOR JAPAN の関連資料を当たったが輸出促進について触れた部分を見つけることはできなかった。しかしながら現在、酒蔵ツーリズムを酒類の海外展開支援につなげる取り組みは既に行われており<sup>(注14)</sup>、また、浜松市の SAVOR JAPAN の HP では、「SAVOR JAPAN の認定により、地域のブランド力を高めることで、訪日外国人を中心に本地域の食・食文化体験などを通じた農山漁村への交流人口の増大を図るとともに、農山漁村の活性化や地域産品の輸出促進による所得向上を目指していきます。」と輸出促進について明記されている<sup>(注15)</sup>。このような事例は本提言の方向の妥当性を示していると考える。

### Ⅲ．対談 2019 年ワークショップ C 最終報告の課題と論点

以上、2019 年ワークショップ C 最終報告書について、振り返っての課題と論点について書いてきた。ここで報告書の指導教員では当事者に近過ぎるために気づかない点があること、論考は一つではなく、様々な異なる考えがあることを紹介するため、対談の形で明らかにしたい。対談の相手を務めて下さったのは、筆者と同じ農林水産省出身の実務家教員である松村孝典東北大学法学研究科教授である。

#### 1. 日本の農林水産物の輸出促進の取組みへの所感

(筆者) 本日は対談にご協力いただきありがとうございます。まず、現在の日本の農林水産物の輸出促進の取組みについてどうみていらっしゃいますか。

(松村教授) 農林水産省に入省した三〇年前から比べると大きな時代の変化を感じます。当時は米国と EU が輸出を巡って厳しく対立しており、輸出促進という言葉を出すことすら憚られる時代だったため、農林水産政策の柱と

なりにくい状況だったと思います。その意味で大変感慨深いものがあります。

(筆者) 確かにそういう時代でした。二十五年ほど前でも農林水産省国際部で輸出促進を担当しましたが、お茶などの輸出を細々と支援するにとどまっていた。ポテンシャルは十分にあり、もどかしく感じていましたが、今では「輸出・国際局」という農林水産省の局の名称になる政策の大きな柱になり、農林水産物・食品の輸出額も一兆円を超えるまでになりました。

(松村教授) 国内だけではなく海外に目を向けることになった、日本の農産物販売の選択肢が増えたことは喜ばしいと思います。

## 2. 輸出促進に取り組んだ経験

(筆者) ご自身の輸出促進の取組についてお聞かせください。

(松村教授) 山梨県庁に勤務していた時、当時の知事のトップセールスの下、山梨の桃や葡萄の海外輸出に取り組みました。

(筆者) ワインはどうでしたか。

(松村教授) 山梨県は、ワインの輸出振興にも力を入れています。ただ、私が所属した部とは別の部局が取り組んでいた政策なので、個人的には、農業者・農業団体と一体となって取り組んだ果物の輸出促進が思い出に残っています。

(筆者) なるほど、県ごとに取り組むという点については、後ほど改めて伺います。

## 3. 「スマート農業×輸出促進」というアイデア

(筆者) 松村先生は本省農林水産技術会議研究推進課長としてスマート農業に取り組んでいらっしゃいました。「スマート農業×輸出促進」というアイデアについてお考えをお聞かせください。

（松村教授）スマート農業のメリットの一つは労働時間の短縮です。品質の高い農産物の生産には手間暇がかかりますが、スマート農業の導入によって、品質はそのまま作業時間を短くすることで、マーケティング、市場拡大にその合理化できた時間を割くことができるようになります。輸出促進のために海外市場の開拓に取り組む時間が生産者に生まれると思います。

#### 4. 目指すべき海外市場

（筆者）日本はアジアと米国への輸出が多いのですが、人口成長を考えると中東やアフリカの国々への輸出も目指すべきではないでしょうか。

（松村教授）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が今、まさに研究を進めていますが、鮮度を維持したまま遠方に輸出できる技術を確立することなどでアフリカや中南米の市場への農産物輸出の機運が高まってくると思います。

（筆者）確かに我が国にも中南米から果物を輸入しています。その逆を考えればよいのかもしれませんが、また、加工食品であれば、さらに日持ちすることになります。技術が輸出を後押ししてくれることを期待しています。

#### 5. 輸出促進に取り組むことは生産者にとって「敷居が高い」という意見

（筆者）輸出は敷居が高いとして敬遠する生産者も多いと思いますが、その壁を打ち破るにはどうすればよいとお考えですか。

（松村教授）確かに一朝一夕には難しいと思います。これも山梨県庁にいた時の話ですが、台湾関係者への営業活動がきっかけとなり、国内の生産者・生産者団体と輸出先の相手との距離が縮まり、輸出の取組が本格化したことがありました。行政の支援策や民間のビジネス活動が重なりあい、産地の輸出の機運が高まるような気がします。

## 6. 東北の持つ農林水産物輸出促進のポテンシャル

(筆者) 東北農業の持つ農林水産物の輸出促進のポテンシャルについてどうお考えですか。

(松村教授) 冬の厳しさはあるものの、昔勤務した山梨県や静岡県（焼津市）と比べると、平地や水に恵まれている印象があります。車窓から眺める広大な平野に東北の農業のポテンシャルを感じますし、国内で評価されるブランド農産物が多々生まれています。「オリンピック・パラリンピックは、訪日者に日本の食品のいろいろ食べてもらえるチャンス。壮大な試食会の機会だ。」と言った役所の幹部がいましたが、私もそのとおりだと思っていました。東北の誇る食べ物を海外の方に食べてもらう素敵な機会になり、輸出の起爆剤になるチャンスだったと思いますので、コロナをめぐる展開は、本当に残念です。

(筆者) オリンピック・パラリンピックはコロナによって大きな影響を受けましたが、アスリートは絶対にファンになってくれたと思います。

## 7. 海外市場で日本産農林水産物の産地間競争が起きる懸念

(筆者) 最近では海外の市場でも日本産農林水産物の間で産地競争が起きているという話があります。先ほど、知事のトップセールスという話がありましたが、産地どうしが鎬を削ることとオールジャパンで取り組むこととの関係をどうお考えですか。

(松村教授) 産地間競争について私は悲観的になっていません。国内でも長い時間をかけてリレー出荷の仕組みが構築されてきました。流通業者と産地の取組によって、例えば、桃の場合、長い期間、消費地のスーパーの棚にいつも桃が並ぶ環境が整いました。輸出も、月日が重ねることで、海外で、産地間の輸出のリレーが実現し、海外の販売店の棚に、安定して日本の農林水産物がならぶ時代が来ると期待しています。

（筆者）確かに水産関係の事業者の方が別の産地と組んで東南アジアに日本各地の水産物を輸出している例を知っています。点をつないで線にし、面に広げることがオールジャパンでの取り組みに繋がります。

#### 8. 農林水産物の輸出にかかる日本国内の輸送コストを削減するには

（筆者）大消費地に近い産地は輸送コストが安いというメリットを享受するように、大規模な港湾や便の多い空港から近い産地は有利で、逆に遠い地域は、輸送コストの面で不利という意見があります。この点について、どうお考えですか。

（松村教授）農産物に限らない論点だと思うのですが、それを乗り越えて輸出が本格化している製品・商品は日本にもいろいろあると思います。農産物に関しても、輸送コストを乗り越える技術やビジネスの仕組みはあると思いますし、低コストの輸送手段など、技術の進歩でこの課題で乗り越えることを期待しています。

（筆者）確かに国内でも必ずしも近場の産地のものだけが店の商品棚に並んでいる訳ではないことは生活して感じるところです。

#### 9. 輸出促進を農家の所得増に結びつけるには

（筆者）輸出促進も農家の所得増につながるものでなければならないというのが私の考えです。また、国内出荷と同じように簡単に輸出できるようにできないか、そのために関係者はどう努力すべきか、毎日考えています。この点についてご意見をお聞かせください。

（松村教授）少量でも輸出すれば産地のPRにはなりますが、所得増にはつながらないでしょう。やはり所得が増えるような  $P \times Q$ （価格  $\times$  数量）が実現する輸出のあり方ではなければなりません。その意味では、産地全体で取り組むことも大事なのではないかと思います。

## 10. 農泊の推進について

(筆者) 日本の農泊の推進についてご自身の経験も踏まえてお考えをお聞かせください。

(松村教授) 十数年前に中山間地域対策室長だった時や保険会社に出向していた時に農泊の保険について検討していたことなどが、私の農泊の政策に関与した主な経験です。「農泊」は、農家・農村のために推進するのではなく、都市農村交流という都市と農村双方にとって魅力ある取組と捉えるべきだと思います。また、そのための行政の支援策ですが、地域々々で事情が異なることから、支援策も、現場の補助金の活用の自由度を高める仕組みが大切だと思います。

(筆者) 逆に「自由度が低い」とはどういうことでしょうか。

(松村教授) AとBとCしか補助金を使えないといった縛りが厳しいことです。

## 11. 「スマート農業×農泊」

(筆者) 「スマート農業×農泊」というアイデアについてどう思われますか。

(松村教授) 「スマート農業×輸出促進」と同様に、農作業に従事する時間が短縮されれば、農泊ビジネスに向けた時間も生み出すことができ、生産者の取組の機運を高める環境整備の一助になることがまず考えられます。

(筆者) 確かにそういった余剰時間の活用も考えられますが、私は、農泊でスマート農業を体験できる、アシストスーツや熟度認識カメラで農作業を体験できるということも考えられませんか。

(松村教授) 都市部ではのびのび使えないドローンの操縦やトラクターの自動走行の体験、アシストスーツを装着して行う収穫体験などは、農泊の際のイベントとして確かに面白いかもしれません。

## 12. インバウンド農泊の課題

（筆者）農泊もインバウンドを対象とすると途端に敷居が高くなるのではないかと思います。その壁を打ち破るにはどうすればよいとお考えですか。（松村教授）群馬県でインバウンド農泊を受け入れようとしたとき、確かに言葉や病気になった時の対応など不安を抱えていた農家を地元の観光協会などがサポートしていました。地域全体で取り組む、助け合うことで課題は解決できるのではないかと思います。業種、職種を超えたネットワークが重要です。

## 13. 東北の持つ農泊のポテンシャル

（筆者）東北地方の持つ農泊のポテンシャルについてご意見をお聞かせ下さい。

（松村教授）この冬に家族で蔵王にスキーに行きました。コロナの中でどうやって来られたのかわかりませんが、大勢の外国人の方が、ただ雪を見る、雪と戯れるだけにスキー場に来ていました。その皆さんの魔法の国に来たかのような笑顔が目には焼き付いています。冬や雪というコンテンツと農泊を組み合わせることも個人的には面白いと感じています。

（筆者）確かに農作業的には農閑期かもしれませんが、農家に泊まり、冬ならではの農村の伝統芸能などを堪能することはできます。逆に農繁期では味わえない魅力がありますね。

（松村教授）秋田県横手市を訪れた際に地元の方から、「暑い国から来た方は、雪の中で夜遅くまでテンションが高い、これが雪の魅力か」という話を聞きました。かまくらのイベントのとき、海外のお客がいつまでも帰ってくれず、スタッフが困ったというお話も印象的でした。

#### 14. 特定の国・地域に特化した農泊を推進すべきかについて

(筆者) 農泊では、言語、文化など国ごとに異なることから特定の国に特化して準備する方が良いという意見とすべての国に対応したオールラウンドを目指すべきという二つの声があります。これらの意見についてどうお考えですか。

(松村教授) あくまでも個人の意見ですが、どちらを選ぶかは農泊に取り組む地域で決めるべきだと思います。

#### 15. 農泊のアクセスの課題と解決方法

(筆者) インバウンドはゴールデンルートに集中する傾向があります。鄙びた地域を旅行することも旅、特に農泊の醍醐味ですが、やはり交通の便が悪いと敬遠されてしまいます。二次交通の整備についてどうすればよいでしょうか。

(松村教授) 観光の目的は様々であり、また、毎回異なります。日本を訪れる観光客が増えれば、また、リピーターが増えれば、交通の便の悪い場所に行くことに旅行の楽しみを感じる観光客も増えると思います。その意味でも、まずは訪日する観光客の数を増やすことが大切だと思います。コロナ禍が一日も早く収束することを願っています。

(筆者) 確かに外国を旅すると、どんなところでも日本人に会ったものです。日本のガイドブックに載っているのが当然かもしれませんが。

#### 16. 農泊を農家の所得増につなげるためには

(筆者) 過度のホスピタリティから農泊にチャレンジして逆に赤字になってしまったという話を聞いたことがあります。農泊も農家の所得増につながらなければならないというのが私の考えです。この点についてどうお考えですか。

（松村教授）農泊に限らず、最初は苦勞がいろいろ現場に起きると思います。先ほどの群馬県の例でも最初は、過度な対応をしてしまい、精神的にも金銭的にも大変だったという声が多く生まれましたが、観光協会のアドバイスの下、回数を重ねるごとに農家の方も自然体で対応することが一番のおもてなしという認識に変わっていったと聞きました。地域が一体となって取り組む大切さがこの点についてもあると思います。

#### 17. 「輸出促進×農泊」というアイデア

（筆者）輸出促進と農泊をリンクさせるというアイデアについてどうお考えですか。

（松村教授）旅の魅力の半分は食事にあるのではないのでしょうか。そうであれば、このアイデアの妥当性は自明です。先の群馬県のお話を聞いたときも、帰国後、「群馬で食べた〇〇を自国でも食べたいので買いたい」という連絡が多く寄せられたと聞きました。

（筆者）「スマート農業×農泊×輸出促進」というアイデアについてもお考えをお聞かせください。

（松村教授）スマート農業で農産物の質を維持したまま作業時間が短縮されるのであれば、その合理化された時間や労力を活用して、観光業や輸出といった別のビジネスで所得増を目指す取り組みが現場で生まれる環境が整うと思いますし、そのような素敵な化学反応が現場に生まれる支援策の充実にも期待しています。

#### 18. 2019WSCの提言についての所感

（筆者）2019ワークショップCでは、5つの提言を行っています。一つ目の経営改善を体感できることを通じたASIAGAPの推進という提言について、ご意見をおきかせいただけますか。

(松村教授) 制度を活用することで生まれる経営改善効果が見えれば、ASI-AGAPも普及するということだと思います。ただ、その経営改善効果を生産者の取組だけに求めるのではなく、その仕組みを作る側も、経営改善効果がより多く生まれる制度改善にさらに取り組むことが、制度普及の上で大切だと思います。

(筆者) 提言の三つ目、農泊のターゲット国・地域を絞った交付金の創設についての提言をどうお考えですか。先ほど松村先生はターゲットとなる国・地域は事業実施主体の判断に任せるべきであると言われましたが、その論に立てば、補助金の制度でターゲット国・地域をあらかじめ決めることは好ましくないという結論になりますでしょうか。

(松村教授) 農泊の取組をまずは数多く現場に起こしたいのであれば、産地の自由度が高い制度設計が望ましいと思いますが、行政サイドに、外交戦略なども重ねて「特定の国・地域からのインバウンド農泊を増やす」という思いがあるのであれば、ターゲットを絞る仕組みも、合理的な制度設計だと思います。

(筆者) なるほど、質問の仕方に問題がありました。次の4つ目の提言についてですが、農泊の調査の充実についての提言についてのご意見をお聞かせください。

(松村教授) ビジネスとして農泊を継続するためには、マーケティングの調査などは必要ですし、充実する必要があると私も思います。ただ、そのマーケティング調査を事業主体の農家だけに押し付けるのではなく、地域や専門家の協力を得ながら行う仕組みの工夫が大切になってくると思います。

(筆者) 最後の五つ目ですが、SAVOR JAPANを発展させた農泊と輸出のリンケージを通じた相乗効果の創出についての提言について、お考えをお聞かせください。

(松村教授) この提言は至極尤もではないかと考えますが、逆に何か問題と

なる論点がありますでしょうか。

（筆者）SAVOR JAPAN は食文化の魅力で農泊に人を惹きつけようとするものなので、輸出促進と結びつけることによって政策目的が薄まる、ぼやけてしまうのではないかと、さらには輸入品があるのであれば、わざわざその地域に農泊で訪れなくても良いとなってしまう、政策目的に反するという懸念がないでしょうか。

（松村教授）旅行の食の楽しみ方として、自国で食べた外国の料理・農産物を、本場で味わい体験したいというものがあると思います。中国や台湾の方が、日本の本店で食べるラーメンに自国で食べたときにはなかった感動があったと喜ぶエピソードなどは、その一つの例だと思います。「輸入して食べた美味しい食べものの魅力に取りつかれて、その本場でその料理を味わいたい」、「本場で食べた美味しい食事を帰国後も輸入して味わいたい」というストーリーは十分ありえるのではないのでしょうか。

（筆者）長時間にわたり貴重なご意見をありがとうございました。

#### IV. おわりに

ワークショップについては、指導した年度の最後に所感を含めた年間の総括を書いている<sup>(注16)</sup>しかしながら、その当時は指導を担当した直後であり、時間が経って改めて読み直し、また、他の新しい情報も得ることで、わからなかったこと、見落としていた点があったことに今回気づくことができた。貴重な振り返りの機会をいただいた関係各位、特に東北大学法学研究科の伏見岳人教授、執筆を根気強く支援していただいた今井庸介助教にこの場をお借りして感謝申し上げます。

## 【注の出典一覧】

- (1) <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/workshop/>
- (2) <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/workshop/2019/c.pdf>
- (3) <https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/attach/pdf/yosan-r3hosei.pdf>
- (4) [https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g\\_summary/attach/pdf/pamphlet.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/attach/pdf/pamphlet.pdf)
- (5) <http://www.dokeiren.gr.jp/assets/files/pdf/topics/120316soshikizu.pdf>
- (6) <https://www.h-food.or.jp/pdf/pamphlet.pdf>
- (7) <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/newsletter/2019/200217wsc.html>
- (8) <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/kaigai/gfp/attach/pdf/entry-3.pdf>
- (9) [https://www.gfp1.maff.go.jp/assets/pdf/gfp\\_kiyaku.pdf](https://www.gfp1.maff.go.jp/assets/pdf/gfp_kiyaku.pdf)
- (10) [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku\\_top-85.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-85.pdf)
- (11) <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/attach/pdf/index-15.pdf>
- (12) [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku\\_top-96.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-96.pdf)
- (13) [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku\\_top.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html)
- (14) <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/boshujoho/hokokusho.htm>
- (15) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/savorjapan.html>
- (16) <http://www.publicpolicy.law.tohoku.ac.jp/about/hyoka/workshop/2019/c.html>